

平成24年11月5日

株式会社 中国銀行

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定について

当行では、中国財務局長および中国経済産業局長より、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されました。

1. 認定日

平成24年11月5日（月）

2. 経営革新等支援機関について

（1）目的

平成24年8月30日に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援をおこなうため、金融・財務等に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を国が認定し、中小企業の支援の担い手を多様化・活性化させることで、中小企業が持つ潜在力・底力を最大限に引出し、経営力の強化を図っていくことを目的としております。

（2）主な支援措置

経営革新等支援機関の支援措置として、技術・知財管理などの高度な経営課題について、独立行政法人中小企業基盤整備機構からさまざまな分野の専門家の派遣を受けることができます。

中小企業者に対する支援措置として、認定支援機関による質の高い経営革新等支援業務を受けることができるとともに、認定支援機関が経営支援等をおこなう場合において、信用保証協会の保証料が一部優遇されます。

当行では、中小企業金融円滑化法の終了を見据え、平成24年4月より「ちゅうぎん再生支援プロジェクト」活動を開始し、お客さまの真の経営改善支援等に向けたコンサルティング機能の発揮に取り組んでおります。このたびの経営革新等支援機関の認定を踏まえ、より一層、お客さまに対する経営改善支援等の質の向上に努めていく方針です。

以 上